**令和６年12月26日**

**旅費制度の見直しについて（提案）**

**１　提案理由**

　　国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減や適正な支出を図るため、令和７年４月１日より、国の旅費制度が改正されることから、本府においても、これまでの経緯や国の取扱いを踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

**２　提案内容**

**（１）鉄道賃の見直し**

　　・内国旅行における特急料金の距離制限（片道100km以上）を廃止し、

任命権者が必要と認める場合に、特急料金を支給する。

・鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。［例：手数料］

**（２）船賃の見直し**

・船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。［例：手数料］

・最下級により支給する。（内国旅行のみ）

**（３）航空賃の見直し**

　　・航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象とする。［例：手数料］

**（４）旅行中宿泊料の見直し**

　　・実費支給方式（上限付き）に変更する。

なお、上限範囲内外ともに、宿泊先の選定は複数の候補から最安値を選択する。

**（５）包括宿泊費の新設**

　　・宿泊費における宿泊先の選定は、（４）に基づき行う。

**（６）宿泊手当の新設**

　　・夕朝食代の掛かり増し分に相当する定額を支給するため、宿泊手当を新設する。

・一夜につき、2,400円を支給する。（内国旅行）

　　・日当を廃止し、一夜につき、3,900円～5,400円を支給する。（外国旅行）

**（７）移転料の見直し**

　　・実費支給方式に変更する。

**（８）赴任後宿泊料の見直し**

・実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費を支給する。

**（９）扶養親族移転料の見直し**

・同居する家族に支給する。

　　・現に支払った交通費等を支給する。

**（10）死亡手当の見直し**

　　・職員の子を対象に追加する。

　　・一律930,000円を支給する。

**（11）その他**

・旅費の返納について、給与等からの控除を可能する。

・外国旅行における食卓料及び旅行雑費を廃止する。

＊(２)(４)(６)(７)(８)(９)(11)の細部事項は別紙のとおり

**３　実施時期**

　　令和７年４月１日

**４　協議期限**

　　令和７年１月29日

**別紙**

**旅費制度の見直しに係る細部事項**

| 項目 | 現行 | 改正案 |
| --- | --- | --- |
| 船賃 | ・船賃のみ支給【内国旅行】・等級が３階級の場合：中級により支給 | ・船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。［例：手数料］【内国旅行】・最下級により支給 |
| 旅行中宿泊料 | ・名称は「旅行中宿泊料」・定額支給方式【内国旅行】甲地方：8,700円　乙地方：7,600円【外国旅行】　指定都市：19,300円　甲地方：16,100円　乙 地 方：12,900円　丙地方：11,600円 | ・名称は「旅行中宿泊費」・実費支給方式（上限付き）・上限範囲内外ともに、宿泊先の選定は複数の候補から最安値を選択【内国旅行】用務地から５km（※）圏内で最も安価な宿泊費及び移動費（所要時間30分超は除外可）※鉄道やバス等の移動手段が全くない場合は、徒歩１km【外国旅行】所要時間30分以内で最も安価な宿泊費及び移動費 |
| 宿泊手当 | 【外国旅行】一日につき、3,800円～6,200円の日当（昼食代、目的地内の交通費等）を支給 | ・夕朝食代の掛かり増し分に相当する定額を支給・支給される旅行中宿泊費又は包括宿泊費に、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は、一夜につき、定額の2/3。どちらにも相当するものが含まれる場合は定額の1/3。【内国旅行】一夜につき、2,400円【外国旅行】　一夜につき、3,900円～5,400円　＊日当は廃止 |
| 移転料 | ・名称は「移転料」・定額支給方式【内国旅行】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 50km未満 | 50km以上100km未満 | 100km以上300km未満 | 300km以上500km未満 |
| 定額 | 107千円 | 123千円 | 152千円 | 187千円 |
| 区分 | 500km以上1,000km未満 | 1,000km以上1,500km未満 | 1,500km以上2,000km未満 | 2,000km以上 |
| 定額 | 248千円 | 261千円 | 279千円 | 324千円 |

＊赴任の際扶養親族を移転しない場合：定額の1/2＊赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に扶養親族を移転：定額の1/2【外国旅行】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 100km未満 | 100km以上500km未満 | 500km以上1,000km未満 | 1,000km以上1,500未満 |
| 定額 | 116千円 | 154千円 | 220千円 | 276千円 |
| 区分 | 1,500km以上2,000km未満 | 2,000km以上5,000km未満 | 5,000km以上10,000km未満 | 10,000km以上15,000km未満 |
| 定額 | 348千円 | 428千円 | 471千円 | 514千円 |
| 区分 | 15,000km以上20,000km未満 | 20,000km以上 |  |
| 定額 | 556千円 | 601千円 |  |

＊2人以上の扶養親族を随伴：定額に1人ごとに15/100加算＊外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合：定額に10/100加算＊家財の輸送に多額の運賃を要する場合：定額に45/100内の加算＊赴任の際扶養親族を移転しない場合：定額の1/2＊外国在勤中に扶養親族を呼び寄せる場合：随伴して赴任した場合との差額 | ・名称は「転居費」・実費支給方式【内国旅行】・【外国旅行】運送に要する額＊運送業者が家財の運送を行う場合は、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限る。＊旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくはレンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合で、運送業者に依頼したものとして算定した額を超えるときは、運送業者に依頼したものとして算定した額とする。＊他の旅費の種類で支弁すべき経費等、支給が適当でない費用は除く。＊職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合は、当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引く。 |
| 赴任後宿泊料 | ・名称は「赴任後宿泊料」・定額支給方式【内国旅行】旅行中宿泊料５夜分【外国旅行】旅行中宿泊料10夜分 | ・名称は「赴任後宿泊費」・実費支給方式【内国旅行】現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費相当額（５夜分を限度）＊赴任に伴う転居には、国派遣及び東京事務所に所属する職員等が、派遣期間の終了又は異動等により、大阪府内の在勤公署に赴任するため、採用又は異動日前に行った転居を含む。【外国旅行】現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費相当額（10夜分を限度） |
| 扶養親族移転料 | ・名称は「扶養親族移転料」・主として職員の収入によって生計を維持しているものの移転について支給・定額支給方式【内国旅行】

|  |  |
| --- | --- |
| 12 歳以上 | ・鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額・宿泊料の2/3 |
| 6歳以上12 歳未満 | ・12 歳以上により算定した額の1/2 |
| 6歳未満 | ・宿泊料の1/3＊2人を超える場合、超える者ごとに鉄道賃及び船賃の1/2を加算 |

【外国旅行】

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者12 歳以上の子 | ・鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額・日当、宿泊料及び食卓料の2/3 |
| 12 歳未満の子 | ・配偶者及び12歳以上の子により算定した額の1/2 |

  | ・名称は「家族移転費」・赴任の命ぜられた日において同居している家族の移転について支給・実費支給方式【内国旅行】鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額＊赴任の際、家族を職員の新居住地に移転する場合、支給＊赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地に移転する場合、支給【外国旅行】鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額＊赴任の際、任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合、支給＊赴任後、任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地に移転する場合、支給＊赴任後、任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を本邦内の他の地に移転する場合、内国旅行にかかる規定に準じて、支給＊家族（任命権者の許可を受け移転した者で、同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合、支給 |
| その他 | ― | ・旅行役務提供者（※）に対し、旅費に相当する金額を支払うことができることとする。　※旅行代理店、引越し業者、クレジットカード会社等 |